

# 指摘事項

居宅介護支援・介護予防支援

令和6年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

「条例」

## 【居宅介護支援】

鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年12月22日鳥取市条例第53号)

「予防条例」

## 【介護予防支援】

鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る:市予防条例

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成26年12月26日鳥取市条例第38号)

# ◎報酬基準

---

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成12年3月1日老企第36号）

○基準【介護予防支援】

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）

# ☆具体的取扱方針

■福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を十分に記載するとともに、継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与・販売を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載すること。（条例第16条第22号・、23号、予防条例第33条第24号・第25条）

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。

このため、居宅サービス計画に貸与及び販売を位置付ける場合にはサービス担当者会議を開催して必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、必要な理由を記載しなければなりません。

# ☆内容及び手続の説明及び同意①

■重要事項説明書について、運営規程の概要（事業の目的及び運営の方針）、秘密の保持及び事故発生時の対応を記載すること。

（条例第7条第1項、予防条例第7条第1項）

重要事項説明書に記載すべき内容は以下のとおり。

- ①運営規程の概要
- ②担当職員の勤務体制
- ③秘密の保持
- ④事故発生時の対応
- ⑤苦情処理の体制等

## ☆内容及び手続の説明及び同意②

■ 指定居宅介護支援の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、あらかじめ利用者に対して文書を交付して説明を行うこと。（条例第7条第2項）

公正中立の観点から令和3年度改正で追加になったものです。文書を交付して説明を行っていない場合、運営基準減算となります。

# 勤務体制の確保

---

■事業所で作成する勤務表について、勤務時間、職務内容、管理者との兼務関係及び常勤・非常勤の区分を明確にしたものをひと月ごとに作成すること。

(条例第22条第1項、予防条例第21条第2項)

管理者と介護支援専門員を兼務されている場合は、それぞれの勤務時間を分けて記載する必要があります。

# ☆計画の作成

---

■計画を変更せずサービスの利用回数が増えたり減ったりしたため、計画の内容に変更が生じた際には変更処理を行うこと。

また、軽微な変更であった場合においても変更後の計画を利用者及びサービス担当者に説明交付しサービス担当者から個別サービス計画の提出を受けること。

計画に位置付けられていないサービスについては、法定代理受領の対象とならないため、サービス提供事業所に過誤調整するよう説明すること。（介護保険法第42条の2第6項）



# ☆心身の状況等の把握

---

- アセスメントの記録が保存されていないため、保存すること。  
(条例第32条第2項)

# ☆特定事業所加算

■必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画（以下、「計画」という）を作成すること。（老企第36号 第3の11）

令和3年度改正で追加になった要件です。多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。